

令和2年度

予算・税制等に関する要望書

令和元年10月

一般社団法人 情報サービス産業協会

令和2年度 予算及び税制等に関する

情報サービス産業界の要望

GAF A や BAT がグローバルにビジネスをリードする今日、あらゆる産業が生き残りを賭けて、社会課題（SDGs）に対して IT を駆使して問題解決を図らなければならなくなっています。

令和の時代を迎え、情報サービス産業もその勃興から半世紀が経過しました。売上高 21 兆円、就業者数 100 万人を超える規模に発展しましたが、その多くは金融機関の基幹システム、エネルギーや交通等経済社会の基盤となる情報システム等の保守や改修などが中心であり、AI、IoT、ビッグデータ等の新技術への対応・展開は道半ばであるのが現状です。

他方、データ量が近年爆発的に増加し、競争力の源泉として新技術を用いた企業間連携等によるデータの有効活用が期待されていますが、未だ実証実験の域を出ていないのが現状です。

我が国の企業が海外先進企業の動きに伍して社会課題の解決に資する社会実装に向けた取組を急ピッチで進めるためには、思い切った政策的な後押しが期待されるところです。

つきましては、以下について要望いたしますので、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

I 予算

企業の DX の推進に向けた支援

デジタル社会において新たなビジネスモデルが海外企業で誕生している一方、多くの日本企業では、事業基盤となる IT システムが技術的に陳腐化（レガシー化）し、デジタル技術を活用した経営の足かせとなるリスクを抱えている。こうした状況を打破し、我が国の産業競争力を向上し、持続的な成長を達成するためには、

- ① リアルタイムな変化に即応可能な経営体制の確立
- ② データをリアルタイムに扱うシステムの構築

の 2 点が不可欠です。

つきましては、デジタルトランスフォーメーション (DX) の本格展開に向けて、システム共通化、システム間連携のためのデータ形式及び各システムの要件の在り方についての技術仕様の設計や、専門家支援体制の強化、並びに国内外の DX の取組の調査・分析に係る政策的な支援措置を IPA 交付金によって講じていただきたく、要望いたします。

II 税制改正

1. Connected Industries 税制の堅持と拡充

一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用により、生産性を向上させる本税制は、グループ企業内や企業間のデータ連携により新たな価値の創出を促すものとして積極的な活用が期待されます。しかし、現状はデータ連携の実証実験に取り組む段階にある企業が殆どであり、情報システムに実装するには至っていない状況にあると見受けられます。

また、本税制は、ソフトウェア業、情報処理サービス業、インターネット付随サービス業で事業の用に供するソフトウェア等が適用対象から外されています。このため、本税制は、クラウドサービスの担い手の企業がユーザ企業と連携した仕組みを構築するインセンティブにはなっていません。

しかし、これらの企業も本税制の適用対象として、データを連携するシステムの開発に自ら主体的に取り組むことにより、革新的なデータ連携ソフトウェアの開発やデータの匿名加工技術の高度化に弾みがつくものと考えられます。

つきましては、Connected Industries 税制を堅持すると共に、ソフトウェア業、情報処理サービス業、インターネット付随サービス業を適用対象に追加することを要望いたします。

2. Society5.0 の実現に資する 5G 投資促進税制

次世代の情報通信インフラである 5G は、大容量のデータ通信が可能になるだけでなく、スマート工場や遠隔医療、自動運転など、サイバー空間と現実社会をつなぐ情報通信インフラとして、今後、幅広く活用されていくと考えられています。

他方、5G などの情報通信インフラ構築に関して、外国企業が市場シェアの大部分を占めており、日本企業の競争力は必ずしも高くはない状況となっています。

Society5.0の日本での実現に向けて、5Gの基地局、ローカル5G、ソフトウェアなど、5Gの基盤を支える我が国産業の競争力を高めるとともに、安全・安心でセキュアな5Gインフラ整備を進めるため、「5G投資促進税制」の創設を要望いたします。

3. 情報サービス産業における研究開発促進税制の適用範囲の明確化と「専ら」要件の撤廃

デジタルエコノミーが進展し、IoTの観点から新たな事業創造により経済成長が期待される状況において、ITサービス分野の研究開発の促進は不可欠です。言うまでもなく研究開発投資は、その成果が不確実であり、現在の利益を犠牲にするものです。したがって、これを促進させるためには、利用し易い制度であることが重要です。

平成29年度税制改正において研究開発促進税制の支援対象に「サービス」の開発が追加されましたが、その適用対象が統計学や機械学習の手法を用いた新しい分野に限定され、情報サービス産業における研究開発の範囲は曖昧なままです。また、研究開発に専ら従事していることが要件であるため、その適用対象は独立した研究開発部門を有する企業に事実上限られています。これらにより情報サービス企業では本税制の活用が進んでいません。

つきましては、情報サービス産業における研究開発の適用範囲の明確化及び「専ら」要件の撤廃を要望いたします。

4. 後継者がいない中小企業の第三者承継を強力的に推進するための新たな税制措置の創設

情報サービス産業はその勃興から半世紀が経過し、経営者の代替わりが進んでいます。ITが高度化するなかで、情報サービス企業の経営にはITを理解する専門的な担い手のもとめられています。

つきましては、情報サービス業の中小企業における後継者不足の

対策として、経験豊かな IT エンジニア等の第三者にも事業承継が可能となる新たな税制の創設を要望いたします。

令和元年 10 月 30 日

一般社団法人情報サービス産業協会
会長 原 孝